

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月14日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 C Y B E R D Y N E 株式会社

【英訳名】 C Y B E R D Y N E, I N C.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山海 嘉之

【本店の所在の場所】 茨城県つくば市学園南二丁目2番地1

【電話番号】 029-855-3189

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート部門責任者 宇賀 伸二

【最寄りの連絡場所】 茨城県つくば市学園南二丁目2番地1

【電話番号】 029-855-3189

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート部門責任者 宇賀 伸二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 連結累計期間	第10期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	97,922	456,375
経常損失 (△) (千円)	△186,908	△682,881
四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△188,160	△688,171
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△188,458	△687,116
純資産額 (千円)	6,842,866	5,995,828
総資産額 (千円)	7,255,714	6,434,768
1株当たり四半期(当期)純損失金額 (△) (円)	△2.00	△7.90
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	94.3	93.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 当社は、第10期第3四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第10期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 3. 売上高には、消費税等は含まれおりません。
 4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 5. 当社は、平成26年8月1日付で普通株式及びB種類株式1株につき、それぞれ5株の割合で株式分割を行っております。そこで、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社は前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、アベノミクスによる大胆な金融政策効果や海外景気の持ち直し等が作用し、景気回復傾向がつづいてまいりましたが、超高齢化社会など世界に先行する日本の課題を解決すべく、成長戦略の重要な柱である「健康長寿社会」の実現のために新産業の創造が期待されます。

当社グループが属する先端医療及び医療・介護福祉ロボットの業界は、国家成長戦略上の重点分野と位置づけられており、今後、更なる研究開発や規制緩和や導入促進策等が実施されると思われます。特に、当社グループの主力製品であるロボットスーツHALに代表される人支援型ロボット部門においては、医療・介護福祉分野におけるロボット技術の活用として著しい成長が期待されています。

このような事業環境のもと、当社グループは医療分野における製品開発とサービス展開を推進してまいりました。欧州で医療機器認証を取得しているロボットスーツHAL医療用は、ドイツ子会社のCyberdyne Care Robotics GmbH等で公的労災保険の適用を受けて、脳・神経・筋系の疾患患者に対する治療サービスを提供し、平成26年6月末時点で、欧州の5施設で運用されています。国内の治験用HALとあわせて、86台が稼働中です。

介護福祉や生活支援の分野においては、ロボットスーツHAL福祉用は、平成26年6月末時点で、日本国内の福祉施設や病院等155施設で運用され、356台が稼働中です。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は97,922千円、前期上場前に採択された助成金収入115,075千円及び受託研究事業収入17,638千円、その他営業外収益6,366千円（CYBERDYNE STUDIO の収入5,479千円含む）並びに第三者割当による新株発行に伴う株式交付費4,666千円等の計上により経常損失は186,908千円、四半期純損失は188,160千円となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は前連結会計年度末に比べて820,945千円増加し7,255,714千円となりました。これは、主として第三者割当増資により現金及び預金が1,209,552千円増加したことによるものです。

② 負債

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べて、26,092千円減少し412,847千円となりました。これは、主として法人税等の納付により未払法人税等が18,105千円減少したことによるものです。

③ 純資産

純資産は前連結会計年度末に比べて、847,037千円増加し6,842,866千円となりました。これは、主として第三者割当増資により資本金が517,748千円、資本剩余金が517,748千円増加したことによるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は123,085千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	61,830,000
B種類株式	7,770,000
計	69,600,000

(注) 平成26年5月22日開催の取締役会決議により、平成26年8月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、普通株式の発行可能株式数は247,320,000株増加し、309,150,000株となり、B種類株式の発行可能株式数は31,080,000株増加し、38,850,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,157,600	55,788,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
B種類株式	7,770,000	38,850,000	非上場	単元株式数は10株であります。
計	18,927,600	94,638,000	—	—

(注) 1. 株式の内容は次のとおり定款に定めております。

(i) 剰余金の配当及び残余財産の分配

普通株式及びB種類株式にかかる剰余金の配当及び残余財産の分配は、同順位かつ同額で行われる。

(ii) 議決権

普通株主及びB種類株主は、全ての事項について株主総会において議決権行使することができる。

(iii) 謾渡制限

B種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、譲受人がB種類株主である場合においては、取締役会が会社法第136条又は第137条第1項の承認をしたものとみなす。

(iv) 種類株式総会の決議を要しない旨の定め

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(v) 取得請求権

B種類株主は、いつでも、当社に対して、その有するB種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種類株主が取得の請求をしたB種類株式を取得すると引換えに、当該B種類株主に対して、B種類株式1株につき普通株式1株を交付するものとする。

(vi) 取得条項

a. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会がそれ以前の日を定めたときはその日)の到来をもって、その日に当社が発行するB種類株式の全部(当社が有するB種類株式を除く。)を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

① 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。)にかかる議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日

② 当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式(当社が有する株式を除く。)の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合、当該公開買付けにかかる公開買付報告書が提出された日から90日目の日

なお、本号において「所有」、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める所有、公開買付者又は公開買付報告書を、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けをいう。

③ 株主意思確認手続において、確認手続基準日に議決権を行使することができる株主の議決権(但し、上記内容欄の記載にかかわらず、普通株式及びB種類株式のいずれの単元株式数も100株であるとみなして、議決権の数を計算する。以下、本号において同じ。)の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が、当社が本号に基づき当社が発行するB種類株式の全部(当会社が有するB種類株式を除く。)を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することに賛成した場合、当該株主意思確認手続の日から90日目の日

なお、本号において「株主意思確認手続」とは、(1)山海嘉之が当社の取締役を退任した場合(但し、重任その他退任と同時に若しくは直後に選任される場合を除く。)に、当該退任の日(当該退任と同日を含む。)から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、(2)直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了後3か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権を行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基準日として取締役会の決議により定める日をいう。なお、本号において「株主意思確認手続」とは、(1)山海嘉之が当社の取締役を退任した場合(但し、重任その他退任と同時に若しくは直後に選任される場合を除く。)に、当該退任の日(当該退任と同日を含む。)から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、(2)直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了後3か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権を行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基準日として取締役会の決議により定める日をいう。

b. 当社は、B種類株主に関して次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社法第170条第1項に定める日に、当該各号に定めるB種類株式を取得し、当該B種類株式1株を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

- ① B種類株主が、その有するB種類株式を第三者(他のB種類株主を除く。)に譲渡し、当該B種類株主又は当該B種類株式の譲受人から、当社に対して、当該B種類株式につき会社法第136条又は第137条に定める承認の請求がなされた場合、当該承認の請求がなされたB種類株式
- ② B種類株主が死亡した日から90日が経過した場合 当該B種類株主が有していたB種類株式の全部(但し、他のB種類株主に相続又は遺贈されたB種類株式及び当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。)

(vii) 株式の分割、株式の併合等

- ① 当社は、株式の分割又は株式の併合をするときは、普通株式及びB種類株式ごとに、同時に同一の割合です。
- ② 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ③ 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ④ 当社は、株式無償割当てるときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てる、B種類株主にはB種類株式の株式無償割当てる、それぞれ同時に同一の割合です。
- ⑤ 当社は、新株予約権無償割当てるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てる、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てる、それぞれ同時に同一の割合です。
- ⑥ 当社は、株式移転をするとき(他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。)は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、B種類株主にはB種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- ⑦ 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びB種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合です。

2. 普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株としております。普通株式及びB種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を山海嘉之及び財団法人に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにあります。

また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的な存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上(株主共同利益)には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、本スキームを採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年 4月23日 (注)	304, 200	18, 927, 600	517, 748	5, 946, 667	517, 748	5, 882, 667

(注) 平成26年4月23日に、有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)により、発行済株式総数が普通株式304, 200株、資本金が517, 748千円及び資本準備金が517, 748千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,156,900 B種類株式 7,770,000	普通株式 111,569 B種類株式 777,000	「1(1)②発行済株式」の「内容」 の記載を参照
単元未満株式	700	—	—
発行済株式総数	18,927,600	—	—
総株主の議決権	—	888,569	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	4,341,264	5,550,817
売掛金	66,126	33,271
商品及び製品	19,669	16,636
仕掛品	9,932	13,231
原材料及び貯蔵品	170,054	182,946
その他	459,085	134,982
貸倒引当金	△362	△164
流动資産合計	5,065,769	5,931,721
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	838,231	818,748
賃貸用資産（純額）	110,127	112,199
その他（純額）	176,988	171,753
有形固定資産合計	1,125,347	1,102,700
無形固定資産	50,754	35,601
投資その他の資産	192,896	185,690
固定資産合計	1,368,999	1,323,992
資産合計	6,434,768	7,255,714
負債の部		
流动負債		
買掛金	26,210	24,061
未払法人税等	26,469	8,363
その他	222,277	221,670
流动負債合計	274,956	254,095
固定負債		
資産除去債務	68,762	69,110
その他	95,221	89,642
固定負債合計	163,983	158,752
負債合計	438,938	412,847
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,428,919	5,946,667
資本剰余金	5,364,919	5,882,667
利益剰余金	△4,799,064	△4,987,224
株主資本合計	5,994,773	6,842,110
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,055	756
その他の包括利益累計額合計	1,055	756
純資産合計	5,995,828	6,842,866
負債純資産合計	6,434,768	7,255,714

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1 四半期連結累計期間】

(単位 : 千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	
売上高	97,922
売上原価	73,482
売上総利益	24,439
販売費及び一般管理費	
研究開発費	123,085
その他の販売費及び一般管理費	221,114
販売費及び一般管理費合計	344,199
営業損失(△)	△319,759
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	115,075
受託研究事業収入	17,638
その他	6,366
営業外収益合計	139,083
営業外費用	
支払利息	904
株式交付費	4,666
その他	661
営業外費用合計	6,231
経常損失(△)	△186,908
税金等調整前四半期純損失(△)	△186,908
法人税、住民税及び事業税	1,658
法人税等調整額	△406
法人税等合計	1,251
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△188,160
四半期純損失(△)	△188,160

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成26年4月1日
至 平成26年6月30日)

少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△188,160
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△298
その他の包括利益合計	△298
四半期包括利益	△188,458
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△188,458
少数株主に係る四半期包括利益	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	
減価償却費	47,916千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は平成26年4月23日付で、SMB C日興証券株式会社からオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資の払込を受けました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が517,748千円、資本準備金が517,748千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が5,946,667千円、資本剰余金が5,882,667千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

当社グループの事業セグメントは、ロボットスーツ事業及びその付随業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△2円00銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(△)(千円)	△188,160
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純損失金額(△)(千円)	△188,160
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	94,270,286

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成26年8月1日付けで普通株式及びB種類株式1株につき、それぞれ5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成26年5月22日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るために、次の株式分割を行っております。

(1) 株式分割の割合及び時期

平成26年8月1日をもって平成26年7月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式及びB種類株式1株につき、それぞれ5株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式：44,630,400株 B種類株式：31,080,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月8日

C Y B E R D Y N E 株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト 一 マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 村 孝 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 淡 島 國 和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているC Y B E R D Y N E 株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、C Y B E R D Y N E 株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。